

**給与支払報告書の提出は、
eLTAXをご利用ください**



eLTAXとは、自宅や会社のパソコンからインターネット経由で地方税（市・県民税、法人市民税、固定資産税）の申告、申請や届出ができるシステムのことです。

今まで紙で印刷して各市区町村に郵送していた給与支払報告書を、電子で一括送信することができ、事務の効率化に繋がります。

手続きは自宅や
オフィスから

複数の地方公共団体へ
まとめて一度に送信

eLTAXのサービスは
無料

【ご利用にあたっての手続き、詳しい情報について】

eLTAXを利用できるパソコンやeLTAX対応のソフトウェアの準備、電子証明書の取得などの手続きが必要です。なお、税理士関与の電子申告には納税者の電子証明書は不要です。

詳細はeLTAX 地方税ポータルシステムのホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

【eLTAXの手続きについて】

eLTAX ヘルプデスク ☎ 0570-081459

【市・県民税について】

駅南庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3418
☎ 0857-20-3401

11月11日(土)～17日(金)は「税を考える週間」

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

☎ 鳥取税務署 ☎ 0857-22-2141



お届けします!ふるさと鳥取の味

四季折々の鳥取の新鮮な野菜や果物、日本海の香りのする海産物、手づくりの加工品などを詰め合わせた「とっとりふるさと宅配便」の申し込みを受け付けています。年3回お届けします。

ただいま 12月便を受付中です。

料金 1個当たり5000円(送料・税込み)

お届け時期	お届けする品物
12月便 12月8日(金) 発送予定 申込締切11月24日(金)	白ハタの一夜干し、鳥取県産牛バラスライス、王秋梨、きねつき餅、黒大豆きな粉、手づくり味噌、福神漬(砂宝漬)、梨あめ、かきもち(塩) (9品)

※お届けする品物は天候などにより、変更になる場合があります。

☎ トットリ・アフトピア協会(第二庁舎農業振興課内)
☎ 0857-20-3237

11月30日はいいみらい「年金の日」です



11月30日は「年金の日」、11月は「ねんきん月間」です。厚生労働省、日本年金機構では、これからの「いいみらい」にむけて、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかける活動に取り組んでいます。

「ねんきんネット」はご自身の年金記録や年金受給見込額などを、パソコンやスマホから24時間確認することができます。みなさんもこの機会に、「ねんきんネット」で未来設計について考えてみませんか?詳しくは「ねんきんネット」で検索!

ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555

市役所でも「ねんきん月間」にあわせて、相談会が開催されます。

◆年金・労務相談会

とき 11月10日(金) 10:00～16:00

ところ 駅南庁舎1階エントランスホール

内容 年金、健康保険、労働問題全般(解雇、退職、賃金)など

☎ 鳥取県社会保険労務士会 ☎ 0857-26-0835

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が届きます

11月上旬に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます。(10月以降に今年初めて納めた人は翌年2月上旬送付)これは、年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるために、保険料を支払ったことを証明する書類として添付するものです。

社会保険料控除は支払った保険料全額が課税所得から控除される有利なものです。控除の対象となるのは平成29年1月～12月までに支払った保険料で、過去の年度分や追納された分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、あわせて控除を受けることができます。控除を受けるためには、この証明書または領収証書を添付しなければいけませんので、なくさないように、保管をお願いします。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。保険料をきちんと納めて、「いいみらい」に備えましょう。

「後納制度」が利用できます

過去5年以内に収め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

平成29年8月から受給資格期間が25年から10年になりました。この「後納制度」を利用して、今まで受給資格のなかった人が資格を得られる可能性があります(ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人は利用できません)。申込み、問い合わせは年金事務所へ。

☎ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311

鳥取市男女共同参画センター
「輝なせ鳥取」からのお知らせ
☎ 鳥取市男女共同参画センター(西町一丁目3-1番地 鳥取市福祉文化会館内) ☎ 0857-24-2704
☎ daniyo-center@city.tottori.lg.jp
【DV防止セミナー】DV被害者の現状と支援について
時 11月20日(月) 13:30～15:00
所 中央図書館多目的ホール ☎ 相談談
▽講師: 山本有里さん(鳥取県福祉相談センター職員) ☎ 市内在住または通勤している人 員 50人(要申込・先着順) ※託児要申込み(満1歳から就学前までの幼児) 託児申込締切: 11月13日(月) ☎ 無料
【輝く女性セミナー】女性のためのイメージアップの魅せ方講座～わたしらしく魅せる方程式～
時 12月3日(日) 14:00～15:30
所 男女共同参画センター研修室1 ☎ イメージアップのための魅せ方を学ぶ。▽講師: 永東まさみさん(MA SAMI STYLE代表) ☎ 市内在住または通勤している女性 員 24人(要申込・先着順) ※託児要申込み(満1歳から就学前までの幼児) 託児申込締切: 11月26日(日) ☎ 無料
【わくわく男性塾】親子でミニゴルフへ行くチャレンジ!
時 12月10日(日) 10:00～12:00

所 男女共同参画センター研修室1 ☎ 男性保護者と子どもでミニゴルフ▽講師: 川口操さん ☎ 市内在住または通勤、通学している男性保護者と小学生 員 10組(要申込・先着順) ※託児要申込み(満1歳から就学前までの幼児) 託児申込締切: 12月3日(日) ☎ 剪定ばさみ(なければ普通のはさみ) ☎ 1人につき500円(材料費)
学ぼう!エコ研修会
時 ①11月29日(水)、②12月6日(水) 13:00～
所 人権交流プラザ ☎ 家庭でできる生ごみの減量・堆肥化方法、段ボールコンポスト」など、4R・食品ロスについて学びます。 ※要申込み
募 ①11月22日(水)まで、②11月29日(水)まで
所 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218
☎ 0857-20-3045
山陰海岸ジオパークトレイル協議会からのお知らせ
所 山陰海岸ジオパークトレイル協議会(鳥取市観光コンベンション協会内) ☎ 0857-26-0756
☎ 0857-29-1000
☎ <http://sanin-geotrail.net/>
【第2回トレイルガイド研修・始めの歩】
時 12月10日(日) 9:30～16:00

所 集合場所: 渚交流館(岩美町牧谷) ☎ 山陰海岸ジオパークトレイルコースを主に、ガイドの人材育成の初級講座。員 15人 ☎ 無料
【第4回山陰海岸ジオパークロングトレイルイベント】
時 12月16日(土) 9:10～15:40
所 雨天決行 所 集合場所: 諸寄駅(兵庫県美方郡新温泉町) ☎ 山陰海岸ジオパークトレイルの新しいコース(約10・4km)を歩きます。員 20人 ☎ 千円 ※詳しくはホームページをご覧ください。
健康寿命をのばす運動講座
時 12月11日(月) 10:00～11:30
所 さわか会館3階多目的室 ☎ ▼テーマ: 「なつてからではもう遅い! コモ、フレイルを予防しよう!」▽講師: 山根伸亮(地域包括ケア推進課・理学療法士) 員 30人 ※要申込み・先着順 ☎ 11月6日(月) ☎ 無料
※実際に軽い運動の実技もあります。運動のできる服装でお越しください。
所 中央保健センター ☎ 0857-20-3194
☎ 0857-20-3199
自衛隊からのお知らせ
所 自衛隊鳥取募集案内所(永楽温泉町152日通ビル1階) ☎ 0857-26-4019
【自衛官候補生採用試験】

会場	一次試験	受 付	試験	受 付	推薦採用試験
新日本海新聞社(富安丁目)	平成30年1月20日(土)	平成30年1月9日(火)	平成30年1月6日(土)～8日(月祝)の指定する1日	11月1日(水)～12月1日(金)	陸上自衛隊高等工科学校(神奈川県横須賀市)

時 ▼受付: 2次募集 11月10日(金)まで、3次募集 11月20日(月)～12月8日(金)(予定) ▼試験: 2次募集 11月17日(金)、3次募集 12月16日(土)(予定) 所 ▼2次募集: 陸上自衛隊米子駐屯地 ▼3次募集: 陸上自衛隊米子駐屯地(予定) ☎ 試験科目: 筆記試験(国語、数学、社会および作文)、口述試験、適性検査および身体検査 ☎ ▼2次募集: 平成30年4月1日現在で18歳以上27歳未満の男子 ▼3次募集: 平成30年4月1日現在で18歳以上27歳未満の男子
【陸上自衛隊高等工科学校生徒採用試験】
☎ 手当の支給を受けながら高等学校の卒業資格が取得できる自衛隊高等工科学校の生徒採用試験 ▼手当: 月額10万円(期末手当2回あり) ▼自衛隊駐屯地内で生活 ☎ 15歳以上17歳未満(平成30年4月1日現在)の男子